



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	県民生活環境課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の休止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	〃
・保安林の指定(3件)	林 政 課
・保安林の指定の解除	〃
・道路の供用開始(2件)	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・県営換地計画変更の決定	農 村 整 備 課
・第51回採石業務管理者試験合格者	監 理 課

## 規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第29号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規則の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(小切手等の納付ができる区域) 第34条 令第156条第1項第1号に規定する知事が定める区域は、 <u>全国</u> とする。	(小切手等の納付ができる区域) 第34条 令第156条第1項第1号に規定する知事が定める区域は、 <u>長崎県内</u> であって受取人たる会計管理者等又は公金取扱銀行若しくは収納代理金融機関の所在地の市町村の区域とする。
(歳入の徴収又は収納の私人委託) 第37条 知事は、令第158条第1項各号の規定に基づく歳入	(歳入の徴収又は収納の私人委託) 第37条 知事は、令第158条第1項各号の規定に基づく歳入

の徴収若しくは収納の事務又は令第158条の2第1項の規定に基づく歳入の収納の事務を私人に委託する場合は、書面をもってその委託契約を締結しなければならない。  
 (歳入の収納の事務を委託することができる基準)  
 第37条の2 令第158条の2に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 収納した歳入を遅滞なく公金取扱銀行に払い込むこと及びその収納の状況を正確に記録すること並びに知事に対し必要な報告をすることができる技術的基礎を有すること。

の徴収若しくは収納の事務又は令第158条の2第1項の規定に基づく県税の収納の事務を私人に委託する場合は、書面をもってその委託契約を締結しなければならない。  
 (県税の収納の事務を委託することができる基準)  
 第37条の2 令第158条の2に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 収納した県税を遅滞なく公金取扱銀行に払い込むこと及びその収納の状況を正確に記録すること並びに知事に対し必要な報告をすることができる技術的基礎を有すること。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

告 示

長崎県告示第691号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 生活衛生課関係						別表（第2条関係） 生活衛生課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略						1～5 略					
6	ながさきコロナ対策認証店利用促進事業補助金	県内飲食店の感染防止対策の徹底と利用促進及び県内需要喚起を図る。	ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店への来店者が飲食代金に利用できるクーポン券を付与する経費	(1) 第1回目 10分の10以内。ただし、令和4年3月までに認証を取得した飲食店は1店舗当たり10万円、令和4年4月～8月の間に認証を取得した飲食店は、7万5,000円を限度とする。 (2) 第2回目 10分の10以内。ただし、1店舗当たり、20万円を限度とする。	略	6	ながさきコロナ対策認証店利用促進事業補助金	県内飲食店の感染防止対策の徹底と利用促進を図る。	ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店への来店者が飲食代金に利用できるクーポン券を付与する経費	10分の10以内。ただし、令和4年3月までに認証を取得した飲食店は1店舗当たり10万円、令和4年4月～8月の間に認証を取得した飲食店は、7万5,000円を限度とする。	略

長崎県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
日本調剤乾馬場薬局	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 庸介	長崎県大村市乾馬場町884-10	令和4年9月1日	令和10年8月31日
日本調剤ニュータウン薬局	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 庸介	長崎県諫早市山川町4-2	令和4年9月1日	令和10年8月31日
日本調剤久原薬局	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 庸介	長崎県大村市久原2-899-10	令和4年9月1日	令和10年8月31日
うえの町薬局	株式会社ケミスト 代表取締役 川原 聡	長崎県諫早市上野町10-12	令和4年9月1日	令和10年8月31日
株式会社 福江薬局 吉久木店	株式会社 福江薬局 代表取締役 菅原 正典	長崎県五島市吉久木町444-1	令和4年10月1日	令和10年9月30日
ニコニコ調剤薬局	不知火薬品株式会社 代表取締役 宮崎 清彰	長崎県諫早市東小路町10-28	令和4年9月1日	令和10年8月31日
医療法人社団流星群 はたえ眼科	医療法人社団流星群 理事長 波多江 龍彦	長崎県平戸市田平町山内免460-1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
株式会社 山下愛敬堂 薬局	株式会社 山下愛敬堂 代表取締役 山下 俊一	長崎県壱岐市石田町石田西触1069	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人社団博仁会 山道医院	医療法人社団博仁会山道医院 理事長 山道 雅博	長崎県大村市桜馬場2丁目333-1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人社団 山田眼科 医院	医療法人社団山田眼科医院 理事長 山田 理香	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷703-9	令和4年8月1日	令和10年7月31日
石橋薬局	有限会社 石橋薬局 代表取締役 石橋 智彦	長崎県平戸市田平町山内免387-1	令和4年7月8日	令和10年7月7日
いちご調剤薬局	株式会社松藤メディカル 代表取締役 松尾 哲壽	長崎県雲仙市国見町土黒甲67-1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
木山調剤薬局	有限会社木山ファーマシー 代表取締役 木山 為彦	長崎県南島原市口之津町甲1191番地2	令和4年9月1日	令和10年8月31日
第一薬局深江店	有限会社第一薬局 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県南島原市深江町丙623-4	令和4年9月1日	令和10年8月31日
新上五島町新魚目国民健康保険診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷1480番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
新上五島町国民健康保険榎津診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷216番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
新上五島町立仲知へき地診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町津和崎郷984番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
新上五島町立津和崎へき地診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町津和崎郷476番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
訪問看護・リハビリステーション あいのわ	FitLIFEDESIGN株式会社 代表取締役 坂枝 真一	長崎県諫早市幸町52-7	令和4年9月1日	令和10年8月31日

医療法人マツオ内科クリニック	医療法人マツオ内科クリニック 理事長 松尾 浩志	長崎県諫早市永昌町43-6	令和4年9月1日	令和10年8月31日
新上五島町若松国民健康保険診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷287番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
新上五島町立 日島へき地診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町日島郷94番地	令和4年8月1日	令和10年7月31日
新上五島町立崎浦地区へき地診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町友住郷132番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人社団五友会助村歯科医院	医療法人社団五友会助村歯科医院 理事長 助村 大作	長崎県諫早市東本町4-8	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人 森眼科内科医院	医療法人森眼科内科医院 理事長 森 晋次	長崎県諫早市八坂町5-3	令和4年8月2日	令和10年8月1日
医療法人薫風会 石川内科医院	医療法人薫風会 理事長 石川 和仁	長崎県南島原市西有家町里坊25番地1	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人あすなろ会山下外科医院	医療法人あすなろ会 理事長 山下 直宏	長崎県大村市西三城町17番地18	令和4年9月1日	令和10年8月31日
医療法人 寺井医院	医療法人寺井医院 理事長 寺井 裕二	長崎県大村市玖島1丁目53-2	令和4年8月1日	令和10年7月31日
新大村薬局Plus	株式会社峰企画 代表取締役 峰 邦彦	長崎県大村市小路口本町677-13	令和4年7月1日	令和10年6月30日
ウエルシア薬局 イオン島原店	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久	長崎県島原市弁天町1-7080-1	令和4年10月1日	令和10年9月30日
三気堂薬局 松浦店	株式会社MET 代表取締役 川端 咲子	長崎県松浦市志佐町浦免1729-5	令和4年8月1日	令和10年7月31日
医療法人雄仁会 浦クリニック	医療法人雄仁会 理事長 浦 繁郎	長崎県五島市栄町9-16	令和4年8月1日	令和10年7月31日
Hearty Dental Clinic	大道寺 功	長崎県大村市東三城町18-14	令和4年9月1日	令和10年8月31日
医療法人 内田医院	医療法人まこと会 理事長 内田 信三	長崎県南島原市西有家町須川1666番地1	令和4年10月1日	令和10年9月30日
医療法人 山本歯科医院	医療法人山本歯科医院 理事長 山本 英一	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷390番地5	令和4年10月1日	令和10年9月30日

長崎県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

（変 更）

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	大洋堂薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県南松浦郡新上五島町 青方郷2324	名称変更	令和4年8月1日
新	そうごう薬局 大洋堂店				

## 長崎県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
ニコニコ調剤薬局	有限会社 山口健生堂 代表取締役 山口 裕美	長崎県諫早市東小路町10-28	令和4年8月31日
三気堂薬局松浦店	有限会社MET 代表取締役 川端 咲子	長崎県松浦市志佐町浦免字八龍田1729-5	令和4年7月31日
都クリニック	都 正彦	長崎県西彼杵郡長与町高田郷47番地	令和4年8月31日
大道寺歯科医院	大道寺 功	長崎県大村市東三城町18-2	令和4年8月31日

## 長崎県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

（休 止）

医療機関名	開設者	所在地	休止年月日
朝永歯科医院	朝永 公正	長崎県雲仙市吾妻町牛口名字平之石428-3	令和4年9月30日

## 長崎県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

（辞 退）

医療機関名	開設者	所在地	辞退年月日
有限会社 福田盛岳堂薬局	有限会社 福田盛岳堂薬局 代表取締役 福田 佳子	長崎県東彼杵郡川棚町栄町8	令和4年10月1日

## 長崎県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
ちゅーりっぷ薬局 大村店	長崎県大村市上諏訪町1094-5	有限会社健正 代表取締役 若杉 享	長崎県大村市上諏訪町1094-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月1日
社会福祉法人 真津山福祉会 高望荘ケアプランセンター	長崎県諫早市貝津町2661番地1	社会福祉法人 真津山福祉会 理事長 石崎 富弥	長崎県諫早市貝津町2661番地1	居宅介護支援事業	令和4年5月1日
長崎中央調剤薬局	長崎県大村市久原2-1066-17	一般社団法人 大村東彼薬剤師会 代表理事 副島 博通	長崎県大村市久原2-1066-17	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年7月1日
きらら薬局	長崎県大村市富の原2-249-2	株式会社 RASole 代表取締役 河村 綾子	長崎県大村市富の原2-249-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月1日

**長崎県告示第698号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	セントケア大村	長崎県大村市古賀島町501-5 コーポ古賀島102号	セントケア九州株式会社 代表取締役 東 善郎	熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	所在地変更	令和4年9月1日
新		長崎県大村市東三城町7-9 フジビル2階201号				

**長崎県告示第699号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
五島市社会福祉協議会 ショートステイ荒川温泉	長崎県五島市玉之浦町荒川130番地2	社会福祉法人 五島市社会福祉協議会 会長 窄 善明	長崎県五島市三尾野一丁目7番1号	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和4年9月30日

**長崎県告示第700号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所  
対馬市厳原町下原字日見517の第3
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字日見517の第3（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 長崎県告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所  
南松浦郡新上五島町有川郷字江向2305の2、2311、2332、2339、2341の1、2341の5
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 長崎県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所  
南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字山ノ神25の18（次の図に示す部分に限る。）、25の5、25の8、25の19、25の20、25の24、25の25、32の1、34の2、35の3、37の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山ノ神25の18・25の19・32の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第703号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 解除に係る保安林の所在場所

五島市玉之浦町玉之浦字水垂1714の1・1714の10・玉之浦町立谷字別當木1の1・字真浦11の1・11の26・11の29（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第704号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江荒川線	五島市増田町605番2地先から 五島市増田町605番2地先まで	令和4年11月4日

**長崎県告示第705号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江荒川線	五島市増田町605番2地先から 五島市増田町605番2地先まで	令和4年11月4日

**公 告**

**県営換地計画変更の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定に基づき、県営農地開発事業 鯛の鼻地区第2工区（10-4安満地区）につき換地計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定



により公告し、換地計画変更書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第8項の規定による裁決に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に審査請求の裁決に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供する書類  
鯛の鼻地区第2工区（10-4安満地区）換地計画変更書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年11月4日から令和4年11月24日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：平戸市役所農林水産部農林整備課  
土日祝日：平戸市役所警備員室

#### 第51回採石業務管理者試験合格者（公告）

令和4年10月14日に実施した標記試験に合格した者の受験番号は下記のとおりであったので公告する。

令和4年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 合格者受験番号  
該当者なし

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト